

## 豊田市営住宅契約の更新に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊田市営住宅条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）第11条の2第4項に規定する入居に係る契約の更新に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (更新の要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、条例第11条の2第4項の規定による入居に係る契約の更新（以下「契約更新」という。）の承認をしないものとする。

- (1) 条例第27条第2項の規定による高額所得者の認定を受けている者
  - (2) 更新申請期限（入居期間が満了する日の6月前の日から3月前の日をいう。）以前の直近2年間連続して、条例第27条第1項の規定による収入超過者の認定を受けている者
  - (3) 市町村税を20万円以上滞納している者
  - (4) 現に住宅に困窮していることが明らかでない者
  - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
  - (6) 条例第14条第1項に規定する家賃を納付していない者のうち、豊田市営住宅家賃滞納者等法的措置実施要綱（平成26年4月1日要綱）第3条に規定する事由に該当する者
  - (7) 条例第21条から第26条までに規定する保管義務に違反している者のうち、違反の内容、程度、是正状況その他の事情から、入居に係る契約を解除するのが相当と認める者
  - (8) 前2号に掲げるもののほか、入居に係る契約を解除するのが相当と認める者
  - (9) 条例第11条の2第4項の規定により前回の契約更新の承認を受けた者のうち、前回の契約更新時における義務違反を是正していないもの
- 2 市長は、前項各号のいずれにも該当しない者については、契約更新の承認をすることができる。

### (是正等計画書の提出)

第3条 条例第11条の2第4項の規定により、入居に係る契約の更新の承認を受けようとする者は、現在の入居状況に関し、是正等計画書（様式第1号）又はこれに代わるものを作成するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。